

中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する検討委員会（第3回）
議事要旨

開催日時 平成31年1月30日（水） 16:30～18:30

場所 経済産業省本館2階 西3会議室

参加者一覧

【座長】

村本 孜 成城大学 名誉教授

【委員】

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
坂下 哲也 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 常務理事
庄司 昌彦 国際大学 主幹研究員 准教授
新名 孝至 株式会社 ジェイ・ウィル・パートナーズ 取締役 パートナー
中川 健治 株式会社 ECO 経営企画室 代表取締役

【オブザーバー】

青山 淳 全国商工会連合会 組織運営部 部長
池田 直樹 日本税理士会連合会 情報システム委員会 副委員長
大谷 武士 全国中小企業団体中央会 総務企画部 部長代理
酒井 宏暢 日本公認会計士協会 常務理事
鈴木 久雄 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 企画部 企画部長
塚田 達仁 一般社団法人 CRD 協会 営業部 企画役
戸梶 英樹 一般社団法人 全国信用保証協会連合会 業務企画部 副部長
中田 直之 株式会社 商工組合中央金庫 業務企画部 次長
古田 泰幹 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業本部
事業企画部 副部長
武藤 勝美 株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業本部
事業企画部 副部長

【経済産業省】

中野 真吾 経済産業政策局 産業資金課 総括補佐
中野 美夏 商務情報政策局 情報プロジェクト室 室長
平本 健二 商務情報政策局 情報プロジェクト室 CIO 補佐官
満塩 尚史 商務情報政策局 情報プロジェクト室 CIO 補佐官

【中小企業庁】

前田 泰宏 次長
茂木 正 長官官房総務課 総務課長(併) 中小企業庁デジタル・トランスフォーメーション室
西谷 香織 長官官房デジタル・トランスフォーメーション室 企画調整官
林 大輔 長官官房デジタル・トランスフォーメーション室
宮田 豪 長官官房総務課 総務課 課長補佐
(併) 中小企業庁デジタル・トランスフォーメーション室

【事務局】

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

議事要旨

① 中小企業支援プラットフォーム（以下、PF）の検討案に対して

- ・ ワンスオンリーについて、事業者が自社の法人番号さえ入力したら基本的な事業者情報が全部自動的に取得出来、且つ自動的に更新されるようになると利便性が高いサービスとなる。
- ・ 実現されれば大変使いやすく便利な仕組みなので、自治体の補助金等にも展開してほしい。
- ・ 例えば、事業者によっては登記簿に記載されている住所と実際の活動地域が異なる場合があるが、リコメンデーションの際はそれらに注意し本来の企業の実態を踏まえることが望ましい。
- ・ 本当にその企業のニーズに合ったリコメンデーションが出来るかどうか肝要であり、それが事業者にとって情報を登録するモチベーションやインセンティブの向上に繋がる。
- ・ 補助金関係の申請が第一に考えると、申請データと状況報告のデータがあると思うが、企業によっては毎年連続してはデータが存在していない。そのようなデータをどう利活用できるか。
- ・ ロカベンは無効だと思う。どのような補助金を使ってどう成長したかという情報がリコメンデーションに使われるのが本来の姿である。
- ・ 経営診断リコメンデーションは、非常に基本的な経営分析結果の数値が出てきて、それ以上はAPI等活用しながらPFの外側で行うような運用が望ましい。
- ・ 機械的なリコメンドだけでなく、人の知恵を元に寄り添って考えた結果も組み合わせることで良いリコメンデーションができるのでは。徐々にPF側の能力を上げていき、人の力が関わる部分を少なくすることでPFがより広く利用されていくことに繋がる。
- ・ 経営診断サービスは、J-Net21が提供する「経営自己診断システム」や、既存の「成長期待値予測モデル」が参考になるのではないか。

② 中小企業支援PFにおける利活用シーン別の情報共有の考え方（Scope1）について

- ・ 事務局が提示した考え方について、基本的な枠組みとして問題はない。
- ・ 連携先の支援機関等が増えてくると、事業者がそれら個々に対して情報開示の判断をするのは困難となり形骸化しやすい。例えば事業者の活動地域近辺の金融機関には公開する等、推奨する公開パターンをいくつか用意しておく運用しやすくなる。
- ・ 事業者が経営診断に際して提供する事業者情報等は、同意取得が必要というよりもむしろ、そのサービスを利用するために必須となる情報提供である、という考え方が自然である。
- ・ 著作権に関して、誰がやっても同じ表現になるものは元々著作物性がないが、更に利用規約の中で誰でも自由に使えるようなライセンス条項を入れておけば問題がない。
- ・ イベントドリブン（活動の内容ではなく、活動の有無のみを記録したデータ）を用いれば、事業者からの同意取得が容易になると考える。
- ・ 小規模事業者に対する運用や、代行・代理登録といった運用をどうするか検討が必要。

③ 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方（Scope2）について

- ・ マイページを活用し、事業者情報の利用範囲はあくまで事業者が選択する提供先に限定する等、事業者が許諾した範疇で利活用できる。
- ・ 個人情報や営業秘密に該当しないか、加工して統計化されているため同意不要で情報提供されるパターンと、新サービス開始につき同意を取得するパターン、その他新サービス開始につき原則として全ユーザーに適用、という3パターンを新サービスの実装の都度考慮することになるのではないか。
- ・ PFにおいて情報銀行と同レベルの個人情報を扱わない限り、例えば事業者が情報銀行に預託した情報を削除すると全ての情報提供先から情報が削除される、といった厳密な運用までは不要ではないか。
- ・ どういうデータがScope1で収集できそれがどれくらいのアベイラビリティを持っているか。Scope2はあくまでScope1でいかにデータやサービスを充足し確立できるかにかかっている。それに伴い利活用シーンも増え、走りながら考える部分も出てくると思う。

以上